

仕 様 書

1 件 名

- (1) 松江募集案内所 可燃物処理
- (2) 松江募集案内所 不燃物処理

2 適用範囲

本仕様書は、自衛隊島根地方協力本部松江募集案内所可燃物処理及び不燃物処理について適用する。

3 履行場所

島根県松江市東朝日町67-3
自衛隊島根地方協力本部松江募集案内所

4 契約期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

5 予定数量(年間)

- (1) 可燃物 52袋(45L)
- (2) 不燃物 6袋(45L)

6 実施要領

- (1) 収集日時については、官側、請負業者双方で調整し、官側の立会の上、業務を実施するものとする。
- (2) 可燃物、不燃物の積載場所については、松江募集案内所玄関口階段下とし、ゴミ箱の規模を『奥行76cm×横126cm×高さ130cm』(基準)を請負業者は設置するものとする。
- (3) 請負業者は収集後速やかに処理した旨を証明する書類を提出する。(様式随意)(収集の都度)
- (4) ゴミ袋は市が指定したものを使用し可燃・不燃を区別する。

7 支払方法

- (1) 請負業者は、業務完了後、その業務に係る代金を月ごと請求するものとする。
- (2) 請求金額の算出方法については、各契約単位にそれぞれ月ごとの合計した数量乗じて得た金額の合計額を請求金額とする。
- (3) 請負業者から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

8 その他特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても安全確保などのため、技術上当然必要と考えられる事項については、誠実に対応しなければならない。
- (2) 請負業者は、**松江市条例に基づき許可を受けている業者**とする。
- (3) 廃棄物の排出量が予定数量に達しない場合であっても、期間の満了をもって本契約は終了する。
- (4) 本役務実施に当たり、疑義が生じた場合は、その都度官側と調整すること。